

内閣参質一七六第九七号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出薬物依存症の治療・支援体制の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田昌良君提出薬物依存症の治療・支援体制の整備に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘のような人々に対する支援については、地域依存症対策推進モデル事業において、都道府県及び指定都市が主体となつて、精神科医療機関と依存症患者等への支援を行つてある自助グループ等の地域の支援機関との間の連携体制の構築を図るとともに、民間のリハビリ施設等の活動に対する支援を行うこと等により、その拡充が図られているところであるが、お尋ねの検証については、平成二十一年度から平成二十三年度までの三年間の予定で実施する同モデル事業の結果を踏まえた上で、実施する方針である。

